

奈良県選挙管理委員会告示第二十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設として次のとおり指定した。

平成三十年八月三日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中川 清孝

名 称	所 在 地
障害者支援施設やすらぎの丘・たかとりワークス	高市郡高取町大字観覚寺一三八二番地